

社会福祉法人 天地会

役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人天地会定款第8条、第21条に規定する役員報酬の支給基準に関し必要な事項を定める事を目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程を適用する対象は、評議員、役員及び評議員選任・解任委員とする。

（報酬の支給）

第3条 評議員、役員及び評議員選任・解任委員には、役員等報酬を支給する。

2 役員等報酬は、一日につき5,568円とする。ただし諸会議等に出席するために特別の経費を必要とする場合には、旅費規定に定める基準に応じてその費用を支給することができるものとする。

（報酬の辞退）

第4条 評議員、役員及び評議員選任・解任委員は、報酬額の全部又は一部につき辞退することができる。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬については、これを支給しない。

（改廃）

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規定は、令和元年6月5日より施行する。